

# 市職員の給与・定員管理などを公表します

令和4年度の市職員の給与や令和5年4月1日現在の定員管理などの現状をお知らせします。職員の給与は、民間の労働者の給与を基に出される『人事院勧告』を参考に、国家公務員やほかの地方公共団体との均衡を図りながら決定されています。

(①②は令和4年度 普通会計決算、③～⑨は令和5年4月1日現在)

## ①人件費の状況

住民基本台帳人口（4年度末）	46,069人
歳出額（A）	24,409,992千円
実質収支	665,584千円
人件費（B）	3,967,045千円
人件費率（B/A）	16.2%
3年度の人件費率	14.9%

## ②職員給与費の状況

職員数（A）		401人
給与費	給料	1,357,568千円
	職員手当	309,720千円
	期末・勤勉手当	501,181千円
	計（B）	2,168,469千円
1人当たりの給与費（B/A）		5,407千円

※職員数は令和5年4月1日現在です。また、職員手当には退職手当は含まれません。

## ③職員の初任給の状況

区分	決定初任給	
一般行政職	大学卒	187,300円
	高校卒	166,600円

## ④職員の経験年数別・学歴別給料月額

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	248,000円	275,500円	303,800円
	高校卒	224,100円	253,400円	283,100円
技能労務職	高校卒	216,700円	237,400円	256,000円

## ⑤一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事・技師	主査・技査	係長・主幹・技幹	課長補佐等	課長・参事等	—	—
職員数	32人	36人	44人	69人	26人	25人	232人
構成比	13.8%	15.5%	19.0%	29.7%	11.2%	10.8%	100%

※南国市の給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。  
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## ⑥特別職の報酬などの状況

区分	給料・報酬	期末手当	退職手当（算定方式）
市長	815,000円	3.00月分	815,000×在職月数×0.38
副市長	684,000円		684,000×在職月数×0.28
教育長	633,000円	3.00月分	633,000×在職月数×0.215
議長	460,000円		—
副議長	420,000円		—
議員	390,000円	—	—

※期末手当は令和5年度の支給割合です。

## ⑦職員の期末手当、勤勉手当、退職手当の状況

期末手当	勤勉手当
2.40 月分 (1.35) 月分	2.00 月分 (0.95) 月分
※（ ）内は定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。 ◎職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算…5～15% ◎1人当たり平均支給額（4年度決算） 1,249千円	

## 退職手当（支給率）

	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
◎その他の加算措置 60歳前早期退職特例措置 2～20%加算		

## ⑧その他の手当

区分	内容および支給単価	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	◎扶養している子1人当たり 10,000円 ◎子以外の扶養親族1人当たり 6,500円	43,633千円	199千円
住居手当	借家・借間居住者 ◎最高支給限度額 28,000円	33,907千円	249千円
通勤手当	◎交通用具利用者（2km以上） 2,000～31,600円 ◎交通機関などの利用者 通勤等の額に相当する額（最高55,000円）	19,502千円	57千円
管理職手当	管理監督する職員（課長等）に支給 49,300円～57,500円	19,237千円	601千円

特殊勤務手当（4年度）	支給実績（4年度決算）	16,583千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	243千円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	14.4%
	手当の種類（手当数）	7

時間外勤務手当	4年度決算	支給実績	246,749千円
		職員1人当たり支給年額	618千円
	3年度決算	支給実績	267,800千円
		職員1人当たり支給年額	673千円

## ⑨定員管理の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年
全部門	職員数	419	427	432	437	436	442	448	448
	対前年増減数	—	+8	+5	+5	△1	+6	+6	—

※市職員の給与や勤務条件などを記載した「南国市人事行政の運営等の状況」は、市のホームページで閲覧できます。



■問い合わせ／総務課職員係 ☎088-880-6551

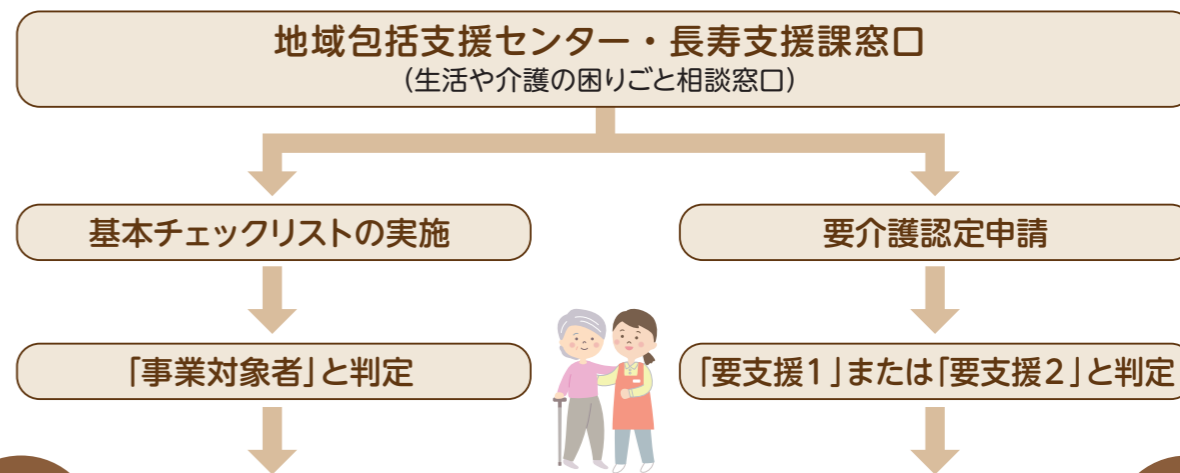
新規で要支援認定または事業対象と判定された方へ

# 介護予防サービスを利用するまでの流れが変わります



南国市では、高齢になっても自分らしく、望む生活が実現・継続できるよう、加齢や疾病などにより、心身機能が低下しても、元の生活に戻ることができる取り組みを進めています。

令和6年4月から、対象の方には、介護予防サービスなどを選択する前にケアマネジャーに加えてリハビリテーション専門職などもご自宅を訪問し、生活上で困っていることの原因や背景をお聞きするようになります。相談を受けながらご本人の目指したい生活を確認して、必要な取り組みやサービスを提案します。



令和6年4月から追加 ケアマネジャーとリハビリテーション専門職による訪問 無料  
(介護のプロによる相談・提案の実施)



掃除機のかけ方など、日常生活動作についてアドバイス



介護のプロによる聞き取り



元の生活に戻るための取り組みや必要なサービス 詳細はこちらから

■問い合わせ／長寿支援課 ☎088-880-6556 地域包括支援センター ☎088-804-6010